

●自動車燃料助成券のご利用についての注意点●

○自動車燃料助成券を交付された方以外の利用はできません。

- ・自動車燃料助成券を交付された方が、同居者の運転する自動車に同乗している時に限り利用できます。

※「同居者」とは、住民基本台帳で同一世帯に属する方です。

○1回の給油で、1枚（1,200円券）に限り利用できます。

※1,200円未満の給油では、自動車燃料助成券を使用できません。

【例】・1,000円分の給油で、自動車燃料助成券1枚を使用し、200円のおつりをもらうことはできません。

【自動車の燃料代金が2,000円の場合】

- ・自動車燃料助成券1枚（1,200円分）を渡して、残り800円を現金でお支払いください。

※自動車燃料助成券でセルフ式ガソリンスタンドでの利用はできません。

○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の提示について

- ・自動車燃料助成券を使用するときは、ガソリンスタンドの職員に手帳を提示してください。

○自動車燃料助成券を利用できるガソリンスタンドは、裏面に記載されている庄原市内の登録事業所に限ります。

○紛失、又は盗難等に対し、市は責任を負いません。

- ・自動車燃料助成券は、一会計年度当り一度しか発行できません。
- ・紛失や盗難にあった場合でも、再交付はできませんのでご注意ください。

○自動車燃料助成券の適正な利用に、ご協力をお願いいたします。

- ・自動車燃料助成券を他人に譲渡したり、他人に利用させてはいけません。
- ・不正に使用された場合、相当する金額を返還していただく場合があります。